

松 山 大 学 論 集  
第 35 卷 記 念 号 抜 刷  
2 0 2 3 年 12 月 発 行

私立松山大学で平成 16 年度  
(仮称)総合マネジメント学部創設の  
理事会決議が実現しなかった諸事情

青 野 勝 廣

# 私立松山大学で平成 16 年度 (仮称)総合マネジメント学部創設の 理事会決議が実現しなかった諸事情

青 野 勝 廣

## はじめに

妹尾克敏教授の記念論文集に小論を執筆する機会を得たことを大変光栄に思う。妹尾教授は、卓越した見識と決断力において学内のみならず、学外の学会・行政機関の各種委員（長）として活躍された。今後一層のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。

小論の執筆にあたって、余命3カ月のとき何を書くかを考えた。その結果、私が理事長・学長のとき、業務の決定機関である理事会が全員一致で決議し、教授会に審議を求めた「平成16年度（仮称）総合マネジメント学部の創設」が実現しなかった諸事情を「事実」、特に、松山大学の歴史の事実と「私立学校法」及び「学校教育法」に基づいて執筆することとした。新学部の内容は新学部創設に関わった学内外の人々の努力と創意の結晶であった。内容についての私の貢献度は極めて小さい。もちろん、創設して一定期間後に結果がでなければ、大学を辞する覚悟はあった。業務の最終決定機関である理事会において、全員一致で決議した新学部に反対する者は、対案を出して議論すべきであり、言動に責任を取らない者は、議論に参加する権利はない。

「権限と責任の一致」は、「私立学校法」及び「学校教育法」の基本的考え方であり、社会倫理であり、お互いに人としての尊厳を保つ方法であると思う。寝る間も惜しんで新学部の内容と実現に尽力してくれた人々を思うとほんとう

に申し訳なく思う。その意味を込めて小論を書いた。小論を1つの意見として受け取って頂ければ幸いである。

「学校教育法」では、大学は保護者・卒業生・地域社会・各種団体等の様々なステークホルダーに対して、社会的責任を果たすことが求められている。「総合マネジメント学部」は、県内の主要経済5団体、温山会、父母の会といった「ステークホルダー」が強く要望し、松山市内の高校生や校長といった需要側の要望も強かった。新学部を担当する優れた人材の確保にも十分な見通しがあった。新学部は、全国のどこにも存在しない、未来を洞察した学部であった。

理事会は合同教授会に「審議」を求めた。「学校教育法」によると、教授会は「審議機関」であって、「決定機関」ではない。校務の最終決定権は学長にある。さらに、「私立学校法」によると、理事会は業務の最終決定機関である。しかし、教授会は、これを認めず、「新学部」を否決した。その後、学部長達から多くの文書が学内外に配布された。「新学部」についての批判は、「理事会が新学部を提案することがルール違反」、「無内容・誤った政策」、「経営学部と同じ」「青野理事長の下では、大学が崩壊する」といったものであった。影響力が強かったのは、筆者の後に理事長・学長になった元理事長・学長を含む4名の「青野勝廣理事長・学長の即時退陣を求める－松山大学元理事長・学長声明－」であろう。それらについては、後述する。「総合マネジメント学部」の内容は、後述するが、それぞれの専門性を生かした努力と創意の結晶であっただけに、内容について対案を示しての議論がなかったのは遺憾であった。

松山大学の教職員多数は、教職員による学長解任規定を設けることを求めて、理事長と理事会を提訴した。私立学校法によると、学長の解任権は理事会にある。したがって、教職員多数の提訴は必ず敗訴する。しかし、学長の任命権・解任権は理事会にあることを知る教職員も少なかった。これについては後述する。提訴した学部長達が推薦し、実質的には提訴した教職員多数と同じ主張の元理事長・学長が学長に当選すると、新理事長の下での理事会は「薬学部」の

創設を決定した。

かくて、私が理事長のときの理事会が松山大学の未来を担うと考えた「総合マネジメント学部の創設」は、生まれる前に露と消えた。薬学部は、定員160名を一度も満たさず、定員100名に減らしても23年現在、定員の50%を辛うじて上回る状態である。松山大学を良くするという目的のために、創設した薬学部であるから、良くなってほしいと思うが、それは小論の範囲外である。

## I. 松山高等商業学校の建学の精神及び松山商科大学・ 松山大学の社会的評価の推移

### (一) 松山高等商業学校の「建学の精神」-「優れた教員の確保と養成」・「生徒(学生)の個性に応じた少人数教育」・「就職の重視」(私見)

松山大学の前身である松山高等商業学校(以下、「松山高商」という。)は、私立学校として設立されたが、四国帝国大学を松山に創設したい、そのためには、官立松山高等学校(愛媛大学の前身)以外に社会的評価の高い高等商業学校の設立が必要であるという地域社会の強い要望と地元出身の実業家新田長次郎(温山)の資金提供を受けて、大正12年に創立された。設立の経緯から、元官立大阪高等商業学校校長であった加藤彰廉を校長に迎え、官立高等商業学校にも負けない「優れた教員の確保と養成」・「生徒(学生)の個性に応じた少人数教育」・「就職の重視」を目標とする学校運営を行った結果、高い社会的評価を受けた。特に、就職については「高い就職率」を誇った。第一回卒業生は43人、就職率は約98%、自営を除くと約86%の就職率であった(『創立六十年記念 温山会報』第26号9頁、昭和58年12月25日)。大正14年度の官立高等商業学校の就職率は60.3%であった(『香川大学経済学部五十年史』(86頁))。

加藤彰廉の「学生の個性に応じた少人数教育」という教育方針、卒業生の就職についての熱意とそれを可能にした教育界での経歴と社会的評価が、歴史の浅い松山高商を発展させた決定的な要因であると考えられる。

(二) 松山高商の社会的評価と一層の評価の向上を目指す第三代校長田中忠雄の言葉—横浜高商はたいしたことない。高松高商は見る必要ない。3年くらいで、全国の有名高商に追いつける

松山高商の社会的評価については、「就職が抜群に良かった」ことは述べたが、それ以外で興味深いのは、第三代校長田中忠雄の次の言葉である。

「校長になって間もない頃、…大倉高商（東京経済大学）、横浜高商（横浜国立大学経済学部・経営学部）、名古屋高商（名古屋大学経済学部）を見学した。その結果名古屋高商には容易に追いつけんと思った。横浜高商はたいしたことない。高松高商（香川大学経済学部）は見る必要ない。本校は商業経済を充実すれば、3年くらいで、全国の有名高商に追いつけると思った。当時の松山高商の学生は質も良いし、就職も良かった。」（伊藤恒夫「田中先生と三実主義」『田中忠雄先生』1986年、30頁）。

私立松山高商は、就職率では官立高商（戦後の国・公立の経済・経営等の商科系学部）の上位、社会的評価では中堅クラスと競える位置にいたと考えられる。

(三) 1961年における松山商科大学及びその後の松山大学への社会的評価

- ⊖ 「旺文社模試から見た大学入試難易ランキング」（昭和36年8月号の「蛍雪時代」付録による）（以下、「旺文社ランキング」と言う。）—「国公立大学合計88学部の経・商学部系」での松山商大の「旺文社ランキング」は44位—私立大学では、中国・四国・九州の1位、関西では、関学、同志社に続く

新制大学になって約12年後の各大学の入試難易度を示す一つの指標として「旺文社入試ランキング」によって、松山商大の入試難易度を見よう。この時期には、「偏差値」という概念はまだ存在しない。「旺文社ランキング」は、入試前年11月実施の3科目で340点満点の旺文社模試（英語120点+国語100点+数学120点）の参加者8万人の入試合否結果追跡の集計であり、3教科で

の得点を、各大学(学部)別の志望者平均点, 受験者平均点, 合格者平均点を按分して集計し, 順位付けしたものである。

国公立大学合計88学部の経・商学部系では, 松山商大は44位で, 43位は同志社大学(商学部), 45位は公立北九州大学(商学部)である。なお, 関西学院大(商学部)38位, 早稲田大(政治経済学部)17位, 慶應義塾大(商学部)18位である。明治, 立教, 中央, 立命, 関西大学といった私立大学の経・商学部系学部は45位以内に入っていない。四国では国立香川大学(経済学部)が25位である。中国・四国・九州の私立大学の経・商学部系学部では, 松山商大以外は45位以内に入っていない。愛媛, 徳島, 高知の各国立大学が45位以内でないのは, 経・商学部系学部がなかった理由によるものと思われる(「旺文社ランキング」は, Asamamaru「香川大学の入試事情(一)」による)。

松山商大の入試難易度は, 中国・四国・九州の私立大学の経・商学部系学部では最も高く, 関西では, 関西学院大学や同志社大学に続くものであった。

㊦ 松山大学の2001年直前の過去十年間における就職状況と「偏差値」の推移—「卒業生に占める就職者の比率」と「学部別偏差値」の大幅な低下  
筆者が理事長・学長に就任する直前の過去10年間の就職状況と「偏差値」を見よう。2002年7月2日の「松山大学シンポジウム資料」より「松山大学平成三年～平成十二年度過去十年間の就職状況」を見ると, 卒業生に占める就職者の比率(以下, 「就職率」と言う。)は, 1992年3月の92.8%から傾向的に低下し, 2001年3月には69.8%と20ポイント以上低下している。「学部別偏差値推移」(進研データ)は, どの学部の偏差値も大きく低下しているが, 経済学部の偏差値低下が大きく, 1991年の58.1から2000年48.0へと10ポイント以上低下している。経済学部系の2000年の「偏差値」を関西, 中国・九州の私立大学と比較すると, 同志社大学(65.1), 関西学院大学(63.2), 立命館大学(61.5), 関西大学(58.7), 西南学院大学(59.6), 福岡大学(53.2), 広島修道大学(46.3)となっており, 1961年当時は, 関西学院大学, 同志社

大学に次ぐ位置にあったのと比較すると、本学の偏差値は大きく低下している。

㊦ 青野理事長・学長のときの「理事会」は、偏差値及び就職率等—マスプロ教育を是正し、偏差値や就職率を引き上げた

以下は、平成14年10月29日付『常任理事会ニュース十六』（学校法人松山大学）が一部教員の理事会批判「本学の評価をおとしめてきた『背任的行為』」という記述について反論したものである。

「これについては次のデータをもって『反論』させていただきます。

㊦入学者数…2000年度は340名の超過、2001年は265名と文部科学省定員を大幅に上回る入学生を数えましたが、2002年には従来と異なり入学者数を文部科学省定員に近づける方針としましたので、全体で82名の超過となり、マスプロ教育の解消の方向に向かい始めております。

㊦偏差値…2003年度は4学部5学科とも進研の難易度調査によれば、前年比1~3ポイント上昇しております。

㊦就職率…2001年度就職希望者1,138名中の就職者1,031名（90.6%）、卒業生1,394名中の就職者（74.0%）は前年比それぞれ2.7ポイント、4.2ポイントの増加となっております。

これもひとえに現理事会の基本姿勢に共鳴された教職員の皆さんのご協力の賜物と感謝しております。

以上の点からしても、何をもって現理事会が『本学の評価をおとしめてきた』と主張されるのでしょうか、事実をもってお示しいただきたいと思います。」

筆者が理事長・学長のときの理事会は、マスプロ教育を是正し、過去10年間大きく低下した偏差値や就職率を引き上げた。これが、「事実」である。

松山高商時代、戦後の松山商大発足から1961年までとの比較で言うと、特に、筆者が理事長・学長に就任する前の10年間の松山大学の就職率や偏差値で測る「社会的評価」は大きく下落した。この事実を直視し、「社会的評価」を引き上げる政策が重要であるというのが、筆者が理事長・学長のときの理事

会の考え方であった。「私立学校法」によると、私立大学の業務の決定機関は理事会であり、大学経営に責任と権限を持つのも理事会である。理事会や理事長の評価は、その政策の実施によって「社会的評価」を引き上げたか否かで決まり、その結果に対して責任を取るのが、理事会の在るべき姿である。教学面から理事会の政策に対して教授会で審議する(論議し、検討する)ことは大切であるが、それは、より良い政策実現のためであって、最終的には、理事会の決議を尊重すべきである。理事会は、政策結果に対して責任を負うべきであって、「責任と権限の一致」は組織の基本原則である。結果に対して誰も責任を取らない組織は機能しない。新学部の創設といった政策は、結果が出るのには一定期間が必要であり、その間、理事長も理事会のメンバーも変わる場合が多い。それでも、「責任と権限の一致」は不可欠である。学部長等それぞれの内部組織の責任者についても同じことが言える。これが、「学校教育法」の基本的考え方である。

## Ⅱ. 「『学校のことは教職員に任せる』のが建学の精神」という虚偽

(一) 誰が「『学校のことは教職員に任せる』のは、本学創設以来の新田温山翁の建学の精神である」という「虚偽」の主張をしたか(以下の傍点は、筆者) 上述の「虚偽」の「建学の精神」は、筆者への批判の「既知の前提」として使われ、現在でも、松山大学で横行している。

⊖ 4名の松山大学元理事長・学長(2名は元教員)の平成15年1月10日付「青野 勝廣理事長・学長の即時退陣を求める—松山大学元理事長・学長声明—」という文書

「関係各位」宛(父母の会や文京会幹事等)に送った文書において「騙しうち的ですらあった、本学創設以来の新田温山翁の『学校のことは教職員に任せる』という建学の精神とそれに由来する慣行を無視した内容の『寄附行為』の改定の強行や、強引で学校を危うくしかねない新学部設置の推進、これらのためにする卒業生等学外者の利用、…学部長・短大副学長等の声明にある通りで、



一口で言えば、建学の精神に反し、理事長・学長を私物化しています。」

㊦ 四学部長、2名の元理事長・学長等の2002年12月26日付『学長選考規程に関する松山大学の取り扱いに関する陳述書』

「松山大学はいわゆるオーナーのいない教職員全員が経営に参加する大学である。それは創立者の新田長次郎氏の『金は出すが口は出さない。経営は教職員で行うように』との遺訓に基づいている。以後八十年にわたり松山大学は、教職員によって経営が行われてきた。」

㊧ 四学部長の2003年1月9日付「父母の会幹事の皆様」宛の文書

「これまで松山大学の建学の精神は、大学のことは大学に任せる（つまり教職員に任せる）という温山翁の遺訓ともいふべき内容に沿ったものでございました。」

㊨ 2名の元理事長・学長の2002年12月26日付『学長選考規程に関する松山大学の取り扱いに関する陳述書』

「松山大学はいわゆるオーナーのいない教職員全員が経営に参加する大学である。それは創立者の新田長次郎氏の『金は出すが口は出さない。経営は教職員で行うように』との遺訓に基づいている。以後八十年にわたり松山大学は、教職員によって経営が行われてきた。」

㊩ 「原告代表者 元理事長・学長」の2003年3月27日付「意見書」

「松山大学においては創立当初より学内運営に関しては教育職員と事務職員とが全体で話し合っただけでこれを行うという趣旨に添って、教育職員と事務職員（以下、『教職員』という）によって選出される学長が理事長職を兼務するというきわめて自主的・自律的な運営を行ってきた。」

(二) 『「学校のことは教職員に任せる」というのは、新田温山翁の本学創設以来の建学の精神である」という主張が「虚偽」であることの「事実」による論証  
『松山商科大学三十年史』（220頁）は「財団は寄附行為第十三条に基づき、大正十三年三月三日、加藤恒忠氏以下五名の理事を選任して同日第一回理事会

を開き、加藤彰廉氏を専務理事兼学校長に選任した。」と記している。専務理事は、大学の理事長、校長は学長に相当する。

加藤彰廉は、理事会によって専務理事兼学校長に選任された。当時の理事会の構成は、加藤彰廉氏以外は全て学外者であり、愛媛県を代表する人達であった。

2代目渡部善次郎及び3代目田中忠夫について、新田長次郎『回顧七十有七年』(415頁)は、次のように述べている。「茲に於て同校創立以来首席教授として校長を補佐し來たりし渡部善次郎氏を後任校長に推薦し、同十一月より就任せしに同氏亦病気のため翌九年六月辞任せしを以て、教授田中忠夫氏を以て一時校長事務取扱とし、昭和九年十月同氏を正式に校長に任じ専務理事とせり。」

重要なこと、特に、専務理事・校長の人選については、理事等が新田長次郎(温山)に報告し、推薦及び意向を聞いていた。

渡部善次郎が第二代校長に就任した経緯についての『松山商科大学三十年史』(20頁)の記述。「井上要理事は何の先ぶれもなく、十一月十八日朝渡部氏を帯同して來校し、教職員に対して同氏を起用したとの通達があり、時を移さず講堂において就任式が執り行われた。」

新田長次郎は、松山高商の発展に強い関心を持っており、必要な時には加藤彰廉校長兼専務理事に対しても「口を出した。」以下では、その1例を挙げる。

#### 松山学院構想と新田長次郎の見解

松山学院構想とは、松山高商と北豫中学(現在の松山北高等学校)を一つにして松山学院にする構想である。田中忠夫は、新田長次郎氏の話として「昭和九年の八月半ばに新田家を訪ねて直接温山先生のご意向を確かめたことがある。新田さんは、『前に一度加藤さんからその相談を受けたことがあるが、とんでもない話、二度とそんな話はしないようにして下さいと返事した。』と話された。…北予も高商もともに独り立ちができて現在の現在、何を好んでそんなバカなことをやる必要がありますかと、加藤さんに話したことですともつけ加

えられた。」(田中忠夫「温山会報と五十年史を読んで」(『温山会報』第17号、8頁参照。)

新田長次郎は、松山高商の運営には、多大の関心を持っており、いざというときには、はっきりと意見を言い、新田長次郎の意見は「鶴の一声」であった。その後、松山学院構想はなくなった。

### (三) 「松山大学は温山翁の遺訓で、教職員全員が経営する大学である」ことを「建学の精神」とする「虚偽」の主張とその影響

大正12年の創立以来、教職員全員が学校を経営したことは、一度もない。全国の大学の歴史において、どこの大学にも存在しない。私立学校法に違反した私立大学の「建学の精神」はあり得ない。

筆者は、理事長・学長に就任するまで、上述の「建学の精神」を聞いたことがない。誰が本学の歴史に反する「虚偽」の「建学の精神」を主張し始めたか知らないが、誰一人として、歴史の事実で確認することなく、4人の元理事長・学長と学部長達や若手教員までが主張し、「私立学校法」や「学校教育法」を無視して、教職員が理事長や理事会を提訴する原因となった。4人の元理事長・学長と学部長達は「虚偽の建学の精神」で、理事長・学長の辞任・解任を求める根拠とした。彼らが、基本文献である『松山商科大学三十年史』や新田長次郎『回顧七十有七年』を読んでいれば、松山大学の混乱や訴訟は生じなかった。

この虚偽の主張は、4人の元理事長・学長や学部長等を含む教員達によって繰り返し主張された。事実を知らない教職員には「事実」の如く受け止められ、その虚偽の主張は、燎原の火の如く広がり、「総合マネジメント学部創設」によって、建学の精神を生かし松山大学の再生・発展を図るという千歳一遇の機会を逸した。この虚偽の「建学の精神」を主張した4人の元理事長・学長の一人は、筆者の後に理事長・学長となり、この「虚偽」の主張を基に、社会の要請によって創立された本学の歴史に反し、地域社会や温山会の声を排除し、

本学の歴史で初めて教職員しか関与できない「学長選考規程」と温山会として理事を推薦できない「寄附行為」を制定した。他の一人は、理事長・理事会を提訴した教職員代表者となった。この事實は、両者の「和解」の本質を物語っている。

彼らの主張する「建学の精神」は、「虚偽」である。筆者は、多数の第一次資料で確認している。松山大学の教職員の方々も、ぜひ『松山商科大学三十年史』や新田長次郎『回顧七十有七年』及びその他の資料を読み、「事実」を確認して頂きたい。後年の人の書いた本学の歴史には、「私立学校法」や「学校教育法」を無視し、自分に不都合な「事実」を隠蔽した書物も見られる。

### Ⅲ. 理事会が全員一致で決議し、教授会に審議を求めた 「平成十六年度(仮称)総合マネジメント学部の 創設」の経緯と「総合マネジメント学部」の内容

(一) 「総合マネジメント学部」創設の経緯(以下、「新学部」と言う。)

「新学部創設」の提案は、学内では、常勤理事、各学部・短期大学・事務職員選出委員、理事長が委嘱する委員の計十三名で構成される「松山大学政策委員会」が21回の会議を行った結果の第四次の答申書を基にして、理事会が全員一致で決議し、審議を教授会に求めたものである。上述の委員会は、「導入教育の強化」、「授業公開」、「全科目についての授業評価の実施」、「研究費の成果導入方式の導入」、「インターンシップ教育の全学的実施」など、多くの意義ある答申をしている。

「新学部の創設」は「十年以内に地域で最も評価される文系総合大学」という目標実現の最も効果的な施策として、英語、数学、情報をキーワードとして観光及び都市・地域開発を担う人材の育成、マネジメント能力を持つIT人材の育成等を目的としたものである。そのために分析力と論理的思考に必要な数学の入試必修化、共通語としての英語の運用能力の高い人材の育成等、時代を先取りした「新学部創設」であった。既存の校地内の建物を活用し、財政的

にも問題のない学部の創設であった。「新学部創設」は、業務の決定機関である「理事会」として初めて、既存学部の定員削減によって総定員を増加させないで「新学部」の定員を確保し、これによって、筆者達の考える松山高商の建学の精神-「少人数教育による質の高い教育」・「学生の個性に応じた就職先の確保」・「優れた教員の確保・養成と教育・研究の重視」を実現しようとするものであった。「新学部の創設」は、長期的な18歳人口の減少を予測した下での現実的な政策であった。

## (二) 「新学部」についての将来の需要動向や人材確保の見通し

将来の需要動向や人材確保の見通しのない「新学部」の創設は失敗する。以下では、理事会の将来の需要動向や人材確保の見通しの一端について述べる。

○観光産業を担う人材の育成-「新学部」設置の契機は、愛媛県商工会議所連合会からの松山大学への「観光学部設置の要望」であった。筆者達は、将来の観光需要や人材確保について情報を収集した。そこへ本学の「新学部」構想を聞き、国際観光機関の要職にあり、政府の観光政策に詳しい人物が何度も来学してくれた。その方から、政府は観光産業を主要産業として育成する計画であり、現在500万人の外国人観光客を近い将来1千万人に、さらには、2千万人を目標にしている、という情報を得た（実際に、政府は観光産業を主要産業と位置づけ、外国人観光客数は2千万人超えた）。当時、立教大学観光学部があったのみで、地方の松山大学で観光を担う人材を育成すれば十分対抗できると考えた。その方は、ボランティアとして、観光に関する研究者も紹介してくれた。筆者達は、観光を担う人材育成は「新学部」の一つの柱となると考えた。その方が、最後に来松されたとき、「新学部」が教員達の反対で創設できなかったことを知ると、「松山大学の教員の方は何という愚かなことをされたのですか」と絞り出すような声で嘆かれたのを今も鮮明に記憶している。

○地域開発やまちづくり等の人材の育成-筆者は、岩田規久男会長（後の日本銀行副総裁）の推薦で『都市住宅学会』に入会した。『都市住宅学会』は、

経済・法律・工学系から構成され、地域開発やまちづくりの研究・実践に取り組む学会である。後年、筆者は、中四国支部長もしている。また、筆者は、『日本経済政策学会』の理事もしており、その会長や要職にいる研究者には、知り合いもいた。これらの理由から、地域開発やまちづくり等の人材の育成について優秀な人物を得る自信があった。また、筆者以外の理事達等で学外の優秀な人物を紹介できる方々も多くおられた。

㊦国際共通語としての英語の運用能力を持つ人材育成が重要であり、学生にとっても魅力的であると考えた。「新学部」の学生には、TOEFL500点、実用英語検定準一級以上を求めているが、これより高い英語の運用能力を身に付け、将来、指導的立場で活躍できる人材を育成する計画であった。そのためには、学界及び民間から実力のある教員を確保する方針であった。

㊧マネジメント能力には、大別して、二つの意味がある。第一は、情報の収集・分析・予測といった今後必要となる技術を習得し、その技術を各分野に応用し、分析する能力である。その基礎として「数学」を入試必修科目とした。「マネジメント数学」、「実践データ解析論」、「情報マネジメント論」等を授業科目とした。数学を応用した分析能力の習得によって、文系・理系を問わず、国立大学志望の学生にも対応できる魅力ある選択肢とした。アンケートの対象とした市内の公立高校生の70%が新学部に興味を示し、経済・経営学部の合計よりも「新学部」を選ぶ学生の方が多かった。実際に高校の校長先生から、国立大学の理系志望の学生にも「新学部」を勧めたいというお話も伺った。

第二は、自分の得意分野での専門能力を持ちながら、他分野も理解し、それらを総合してマネジメントする能力である。このような能力の必要性が高まっている。しかし、このようなコーディネーター能力を持つ人材を育成する学部は存在しなかった。このための分析能力と経験を持つ教員は、学界と民間からの確保を考えていた。この点での教員確保の見通しもあった。

㊨最重要課題は、優れた教員の確保である。当時から、大学教員の供給は過

刺であり、一つのポストに数十人の応募者があることも珍しくなかった。大学が博士号取得者でかつ有能な人材を採用しようという意思と能力があれば、十分に可能であった。「新学部」では、民間以外の教員は、博士号取得者かそれと同等以上の教員を考えていた。「十年以内に地域で最も優れた文系総合大学」を目標としたのは、単なる夢でも、回顧趣味でもない。新学部に対する就職先、受験する高校側の意向等の需要とその需要に応えられる優れた教員の確保について十分な見通しがあったからである。「新学部」を創設すれば、5年以内に当時の愛媛大学法文学部を超える自信があったからである。

「新学部」は、他大学には存在しない将来を洞察した学部であり、多くの人々の努力と情熱の結晶であった。現在、政府は「情報学部」設置に多額の補助金を出し、IT人材の育成に努めている。「総合マネジメント学部」は、20年先を見据えた先進的学部であった。

(三) 平成十四年八月三十日付「理事会全員一致の決議」「平成十六年四月に松山大学内で開設予定の創立八十周年事業としての「まちづくり学センター」の設置」—最適の人材がいたが、教員達の「新学部創立」反対運動で開設できず

「新学部の創立」と同時に「まちづくり学センター」の設置が理事会の全員一致で決議された。これは、市民が利用できる情報センター的機能、シンクタンク機能（調査研究、委託研究）、まちづくり実践機関としての機能等の諸機能を有し、事業費計画として2億3千万円計上した。

愛媛大学の「地域創造センターの開設」は、数年後である。松山大学は、惜しいことをしたとつくづく思う。

#### Ⅳ. 「平成十六年度(仮称)総合マネジメント学部の創設」 と大学改革への地域社会・温山会・父母の会等の要望と それに反対した教員・元教員達とその理由

##### (一) 「総合マネジメント学部の創設」及び大学改革への地域社会・温山会・ 父母の会等の要望

紙数の関係で要望を簡約・省略することをご寛恕頂きたい。

- ㊦ 全国の「温山会」38支部長全ての署名・捺印を添えた温山会会長からの要望書(平成14年9月5日)

「寄附行為」を改正し、不退職の決意を以って改革を進めていることに敬意を表する。最大限の支援と助力を惜しまない。母校の建学の精神を二十一世紀に生かした『(仮称)総合マネジメント学部』の設置を強く要望する。

- ㊧ 県内経済4団体の長(愛媛県商工会議所連合会会頭、愛媛県商工会連合会会長、中小企業団体中央会会長、愛媛県経営者協会会長)から平成14年8月23日に松山大学において手渡された要望書—新学部設置に関する要望

まちづくりや観光産業・語学力・学際的な基礎能力を持ちマネジメント業務ができる人材の育成が強く望まれる。『(仮称)総合マネジメント学部』の設置の速やかな実現を強く要望するとともに、大学改革を要望する。

- ㊨ 代表幹事2名捺印の「愛媛経済同友会」の要望書(平成十四年七月十日)  
複数分野の専門知識に基づき、政策立案・遂行・評価できるマネジメント能力を持つ人材とリーダーとなる人材の育成が求められる。『(仮称)総合マネジメント学部』設置を実現されることを強く要望する。

- ㊩ 平成十四年十二月二十四日付「松山大学教職員殿」とした父母の会会長、副会長七名、監査二名合計十名の連名で捺印した「松山大学父母の会」の「文書」

現学長の任期まで「現理事長・学長により引き続き大学改革に取り組む事」



を父母の会として決議。「青野学長のもと、過去二年間行って来た事で何一つ失策はなく、現学長のもと、「地域で最も評価される文系総合大学」に発展しつつある途中です。この体制を覆すのであれば今後一切大学当局に父母の会としましては協力・援助致しません。」

⑤ 2002年10月15日の松山大学シンポジウム「大学創立八十周年記念としての新学部設置」における県外株式会社の相談役（松山大学学外監事）の発言

松山大学は創立以来地域に開かれた大学であり、地域に要望されている新学部の構想に全面的に賛成する。語学力、情報処理能力等とプレゼンテーション能力、構想力を持つ人材を養成する新学部への期待は極めて大きい。新学部を契機として、松山大学の活性化を目指して頂きたい。最後に、大学の改革には、まず、教授の改革が求められる。

平成14年12月25日付12名の代表者他1,328名の賛同者による温山会員の「松山大学教職員各位」宛の「青野勝廣学長・理事長の大学経営と改革を信任し全面的に支援する声明書」

「今後十年以内に地域で最も評価される文科系総合大学づくり」という確固たるビジョンをかかげ、松山大学の経営刷新と改革に取り組んでいる青野勝廣学長・理事長の見識・人格・経営手腕を信頼し、全面的な支援と協力を惜しまない。

松山大学は、十数年来、問題の先送りと責任感の欠如より、大学に対する社会的評価の低下は憂慮すべき状況にある。こうしたなか、松山大学の社会的評価の向上を目指して、社会の多くの声を学内に反映させるためのシステムづくりの柱として、寄附行為を改正され、多角的に議論し、実施する体制を構築された。

私たちは、大学の教職員が新学部（仮称：マネジメント学部）の設置へ向け一丸となった取組をすすめているものと理解し、大きな期待を寄せていた。

しかしこの度、十月三十一日の合同教授会において理事会で正式に議決され

た新学部設置案が『拙速』との理由で否決されたことは誠に残念である。予定された議事終了後に、教員が議場を閉鎖のうえ、実力で退場を阻止し、監禁状態のもと、あらかじめ用意されたとしか思えない『学長不信任動議』が提案され、学長の指名のないものが議長となって不信任案を可決したという事態に至っては呆れて言葉もでない。

十八歳人口の大幅な減少、国立大学の独立行政法人化等、大学間競争は今後益々激化が予想される。教育の質的向上や一層の社会貢献のためにも松山大学はより一層の改革が求められている。

署名されている賛同者1,328名は、年一回の温山会総会を上回る数である。賛同者のなかには、県外の会社社長や大学教授もおられる。代表12名の卒業生は、愛媛県内外の会社社長、金融機関のトップ、愛媛県庁の幹部、県内温山会の支部長であり、松山大学の理事・評議員の方もいる。

この声明文と12名の代表者達の顔ぶれを見て、ある全国祇は、「潮目が変わる」と予想した。しかし、学内の潮目は変わらず、その予想は外れた。

## (二) 「(仮称)総合マネジメント学部の創設」に反対した学内の教員及び元理事・学長達の主張

○ 四学部長等の平成14年12月20日付「松山大学学長青野勝広氏の解任請求理由書」—新学部提案は「ルール違反」・「無内容」・「誤った政策」であり、青野氏の能力から生じる『問題の集積』であり、松山大学は崩壊する四学部長・短大副学長・各種の委員長は、捺印した上で「学長解任理由」として「新学部提案」を挙げ、その理由として「ルール違反」、「無内容・誤った政策」等を挙げている。また、「青野氏の能力に起因するさまざまな問題が集積した形で現れた新学部設置案は、『問題の発端』ではなく、『問題の集積』であったのです。」「青野氏が学長(兼理事長)であり続けるならば、きわめて近い将来に、伝統ある松山大学は崩壊の日を迎えかねません。」と述べている。

㊦ 平成15年1月10付「青野勝廣理事長・学長の即時退陣を求める一松山大学元理事長・学長声明－4名の元理事長・学長連名の文書」

「関係各位」宛（父母の会や文京会幹事等）に送った文書に「騙しうち的ですらあった、本学創設以来の新田温山翁の『学校のことは教職員に任せる』という建学の精神とそれに由来する慣行を無視した内容の『寄附行為』の改定の強行や、強引で学校を危うくしかねない新学部設置の推進、これらのためにする卒業生等学外者の利用、…学部長・短大副学長等の声明にある通りで、一口で言えば、建学の精神に反し、理事長・学長を私物化しています。」と述べている。

この文書は、「関係各位」宛（父母の会や文京会幹事等）に送付され、学部長達によって学外多数の人々に送付された。4名の歴代の理事長・学長連名の声明は、松山大学の在り方について深い見識を持った方々の声明として受け止められ、学部長・教職員達の主張を拡大させる役割を果たした。学部長達と同じ主張の元理事長・学長（元本学教員）は、彼らに推薦されて新理事長・学長となった。

㊧ 平成14年9月18日理事会が開催「新学部設置に関する学外者との懇談会」経済学部代表教員の発言と経済学部長の発言－松山大学の「憲法」である「寄附行為」を変更した青野理事長と2名の常勤理事を教員が信用していないから「新学部創設」に反対。経済学部からは、定員を出さない。経済学部長も同じ意見

（この懇談会の内容は、後日、公表するので録音すると述べた上で録音している。以下、それを文章化したものを基にしている。）（この教員の発言には、大学教員として不適切な表現もあるので、訂正して要約する。）

学部代表教員は「懇談会」（この懇談会には、学外の理事・監事・評議員や温山会の支部長等が参加していた）の席上、現理事会体制は青野理事長と二人の常勤理事の体制である。教員の信用しない現理事会体制に温山会が加担している。教員が信用しないのは、現理事会体制をつくるために、松山大学の憲法

である寄附行為の改定をした。百年の大計に関することには、現理事会体制の意見は聞けない。教授会で、下らないことに質問したり、ケチつけたりしているが、現理事会体制を信用しないことの表明である。新学部の定員については、経済学部からは定員を出さない。同席していた経済学部の学部長は「出しません」と発言した。

従来の新学部設立は、既存学部定員を減らさず、新学部定員の純増で対応した。「総合マネジメント学部」は、若年人口が減少する「人口オーナス社会」を予測し、各学部の定員を減らして定員を確保し、総定員を増やさない政策であった。それによって、マスプロ教育の弊害も減らせると考えていた。したがって、1学部が「定員を出さない」と決めると「新学部創設」はできない。理事会は全員一致で決議し、「合同教授会」に審議を求めた。しかし、経済学部では、審議する前に、「定員を出さない」と言っている。「総合マネジメント学部創設」についての「合同教授会」での「審議」は、審議する前に困難な状況であった。

その他「寄附行為改正の強行は合法的な犯罪行為であり、…松山大学の運営を、一人の独裁者とその側近の恣意に委ねてしまった」という批判もあった。

インターネット上で広く見られ、誤解を招く文献を簡単に批判しておく。

#### 市川 (2017)－今治市への「新学部創設」に大学構成員の多数が反対

「青野学長の施策の中でも、多くの大学構成員の反対にあったのが、今治市に総合マネジメント学部を新設するという案であった。これから受験生が減少していく時代に、人口規模で松山市の約四分の一（合併前）の今治市に、しかも市街地からの交通の便の悪い丘の上に、経営学部がすでにあるのに教育内容が重なるような新学部をつくって定員が充足できるのか、というもっともな反対論が大勢を占めた」

批判－「今治市に総合マネジメント学部を新設するという案」はない。上述の文章は、市川氏の想像上の産物である。

## V. 私立学校法と学校教育法

松山大学の教職員が、業務の決定機関である「理事会」や「理事長」を提訴する事態や諸々の「混乱」は、学内外の理事や元理事（長）及び学内の教職員が本学の歴史についての事実と「私立学校法」及び「学校教育法」を理解し、それを「守ること」、そして、それに違反した場合には、責任を取らなければならないという「権限と責任の一致」の原則に従えば、生じることはなかった。

以上のことに鑑み、まず、「私立学校法」と「学校教育法」において、特に重要な点について述べる。次に、元（前）理事長や学部長達を中心とした教職員達が「理事会」や「理事長」を提訴・控訴した松山地裁と高松高裁の判決の要旨を述べる。さらに、私立学校法と学校教育法の動向について述べる。

### (一) 私立学校法及び関連規程

#### ○ 私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

#### 五 役員に関する規定

#### ○ 学校法人松山商科大学寄附行為及び松山商科大学学長選考規程

学校法人松山商科大学寄附行為（昭和26年3月13日認可）

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会は、理事長が招集する。

「理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。」

松山商科大学学長選考規程（昭和51年10月6日改正）

第1条 松山商科大学学長は、この規程に定める手続を経て学校法人松山商科大学が任命する。

(二) どこが学長(理事・理事長)の解任権を持つか—改正前「私立学校」においても学長(理事・理事長)の解任権は理事会にある。改正「私立学校法」は、解任の手続を明確にしたものである。

平成 16(2004)年の改正「私立学校法」における第 30 条第 5 項「役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定」は、寄附行為をもつて定められなければならない」は、「私立学校法」第 30 条第 5 項の内容の理事の任免の手続と方法について明確にしたものである。

⊖ 「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」(平成 26 年文部科学省令第 25 号)

「学長と理事会との関係」として「私立大学においては、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 36 条により、設置者である学校法人がその運営についての責任を負い、理事会が最終的な意思決定機関として位置付けられていること。」「なお、今回の改正は、学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではないこと。」「私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく、理事会が最終決定を行うという法的な取扱いに変更はないこと。」と述べられている。

昭和 24 年の「私立学校法」成立以来、「私立大学における学長の人事は」、「理事会が最終決定を行うという法的な取扱いに変更はない」のである。「学長の人事」とは、任命・解任を含む。

⊖ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会平成 15 年 8 月 7 日「学校法人制度の改善方策について」平成 15 年 10 月 10 日「最終報告」—理事・理事長の任免権が理事会にあることは明らか。この報告書は、寄附行為に任免の手続・要件を述べたもの。

上述の「最終報告」において、「理事の任免手続・任期」についての項で、「現在は、理事の任免に関する手続等について法令上の定めはなく、各学校法人の判断にゆだねられている。…各学校法人において、理事の選任、解任、辞任に

関する手続や要件について、寄附行為又は寄附行為の委任を受けた細則等において明確に規定するように措置することが適当である。」と述べている。

この文章から明らかなように、改正前の「私立学校法」においての問題点は、理事の任免の手続等が法令上定められていないことであって、任免は学校法人（理事会）が行うことになっている。この報告書を受けて、改正「私立学校法」では、理事の任免の手続と方法について第30条第5項に「役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定」は、寄附行為をもつて定められなければならないと明記された。

㊦ 寄附行為の作成例—文部科学省高等教育局私学部 私学行政課長 大槻達也 学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）（平成16年8月6日）学校法人寄附行為作成事例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）  
「（役員）の解任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。」とし、解任理由が明示されている。

改正学校法人寄附行為作成例（平成16年7月13日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会決定）

改正学校法人寄附行為作成例においても基本的には大きく変わっていない。

（役員）の解任）が（役員）の解任及び退任）に変わり、解任理由の項目が増えているだけである。寄附行為作成事例であるから、各私立大学が画一的に従う必要はない。重要なことは、役員）の解任には、理事会の議決が必要不可欠であることとそのための正当な理由が必要であるということである。

現在の「学校法人松山大学寄附行為」では、改正学校法人寄附行為作成例（役員）の解任及び退任）に従っている。

以上より明らかなように、改正前「私立学校」においても、学長（理事・理事長）の解任権は理事会にある。平成16（2004）年の改正「私立学校法」に

における第30条第5項「役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定」は、「寄附行為をもつて定められなければならない」は、「私立学校法」第30条第5項の内容の理事の任免の手続と方法について明確化したものである。

### (三) 松山地方裁判所と高松高等裁判所の判決要旨

#### ○ 松山地裁の判決要旨（平成15年8月19日松山地裁の判決）

学長選考規程の改廃に関する事項の最終的な決定権は、業務の決定機関である理事会にある。

選挙権者会議の付議事項で学長解任条項を設けることは、選挙権者会議の権限を逸脱しているから認められない。したがって、理事長において選挙権者会議を招集する義務はない。

**結論**－青野理事長に対する訴えは、不適法であるから却下し、学校法人松山大学（理事会）に対する請求は理由がないから棄却する。

#### ○ 高松高裁の判決要旨（平成16年4月12日高松高裁の判決）

「本件訴えは、控訴人らが、選挙権者会議運営規程3条2項に基づいて選挙権者会議の招集を請求したのに、同会議が招集されなかったことからその招集を被控訴人個人に対して求める訴訟であるが、同項に基づく選挙権者会議の招集権限を有し、招集決定を行うのは、学校法人松山大学であり、その機関たる理事長は決定された招集の執行権限を有するにすぎないというべきである。」

**結論**－「よって、控訴人らの被控訴人に対する訴えを却下した原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文の通り判決する。」

#### 高松高裁の判決で最も重要な点

選挙権者会議運営規程3条2項に基づく「選挙権者会議の招集権限を有し、招集決定を行うのは、学校法人松山大学」であるから、控訴人らの控訴を「棄却」したのである。松山地裁と高松高裁の判決及び私立学校法を見れば明らか



なように、「和解」しなければ、高松高裁への松山大学教職員達の理事会に対する控訴は「敗訴」した。

松山地裁・高松高裁の判決は共に、「理事長・学長の解任権は、学校法人松山大学（理事会）にある。」ということを確認した。

私立学校法によれば、学長の解任権は、理事会にあることは、明らかである。「学長選考規程」に学長解任規定を定めることを求めても控訴しても「和解」しなければ、高松高裁への松山大学教職員達の理事会に対する控訴は「敗訴」することは、判決文から明らかである。筆者が理事長のときの理事会は、教職員が提訴すれば、「応訴することを全員異議なく決議」した。また、控訴すれば、応訴することを決議し、その旨、次期理事長への「申し送り事項」とした。高松高裁の判決を待てば、理事会が勝訴することは、明らかであった。

#### 四) 学校教育法

##### ㊦ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第五十八条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

第五十九条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。教授会は、重要な事項を審議する「審議機関」であり、「決定機関」ではない。最終的な決定権は学長が有している。

##### ㊦ 「改正法及び同法施行規則の一部改正」における「学長の権限と責任」

「学校教育法に『学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。』と規定している。今回の改正では、この規定に変更はなく、学長は引き続き、大学の校務について権限を有しており、その前提の下で大学運営について最終的な責任を負う。」

##### ㊦ 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号。以下「改正法」という。）

##### 教授会の役割の明確化（第九十三条関係）

一) 教授会は、…教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが

必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとした。

二) 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとした。

#### ㊤ 学校教育法及び同法施行規則の一部改正

教授会の役割の明確化(学校教育法第九十三条関係)

七) 学校教育法第九十三条第三項前段の「審議」とは、字義どおり、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

#### ㊦ 大学が果たすべき社会的責任

公的な存在である大学のステークホルダーは、学生や教職員、大学の設置者等の直接的な関係者にとどまらず、保護者や卒業生、地域社会や各種団体・企業、さらには国民一般に及ぶものである。大学は、社会からの付託に応える教育研究を展開し、こうした様々なステークホルダーに対して、社会的責任(Social Responsibility)を果たしていくことが求められること。

#### ㊧ 私立大学における学長、学部長その他の人事

一) 私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく、理事会が最終決定を行うという法的な取扱いに変更はない。

### 川東(2017)の検討

「論文」に執筆し、広くインターネットで見られているので検討する。「合同教授会で…さらに青野学長不信任の緊急動議が出て、可決された。しかし、青野学長は、法的拘束力がないとして学長の地位にとどまった。」川東(2017, 117頁)という記述。

状況の説明：予定の議題が終了したので、学長・教員達が退席しようとする  
と、突然、ある教員が議長席を占拠し「議場閉鎖」を命じた。すると、一人の  
教員が会場の外に出て外から身体を使って会場を閉鎖し、学長・教員達の退場  
を阻止した。「議場閉鎖」の前に、合同教授会が終了したものとして、退出し

た教員もいた。その場にいた教員達で、議題に予定していない「学長不信任案」を別の教員が議長席を占拠し、不信任の理由も述べず、賛成多数とした。

松山大学合同教授会規則違反－松山大学合同教授会規則第七条では「合同教授会の議長は、学長がこれにあたる。学長に事故があるときは、学長の指名したものがその職務を代行する。」と定めている。教員二人が勝手に議長席を占拠しての集会は、合同教授会ではない。

学校教育法違反－学校教育法「第五十八条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。」教授会は学長が求める校務の重要事項を審議する場である。学長不信任は校務ではない。校務の最終決定者である学長が求めたものでもない。

私立学校法違反－業務の最終決定機関である「理事会」は、平成十四年十月三十一日の学長不信任の「動議」と「決議」は不当かつ無効であるので合同教授会として認められない。合同教授会規則第十四条が適用されるものではないのでその経過を公表する、現理事長・学長により引き続き大学改革に取り組む旨、決議している。にもかかわらず、「理事会」の決定を無視して、一部の教員達は、この「学長不信任決議をしたと称する」「会議」を「合同教授会」と言い張り、筆者が、理事長・学長在任中の「合同教授会」で「審議」することを妨害し続けた。

## VI. 青野理事長のときから新理事長への歴史的転換点における 温山会員の活動

(一) 平成 15 年 5 月 10 日付 松山大学温山会会長他副会長全国三八支部長の名前のもと『温山会総会決議にもとづき、貴職に対し、松山大学正常化へのご努力を重ねて要請します。』（以下、「正常化への要請文書」という。）

「母校の歴史が、世間一般から理解しがたい次元の学長と教職員の争いで汚されることは、私共卒業生にとって絶対に容認できるものではありません。その争いも、学内での話し合いによる解決を放棄し、学外での法廷論争に持ち込

むことになったことは、およそ教育の場にある方々のなすべきことかと申し上げざるを得ません。]

- ⊖ 「正常化への要請文書」の誤りー『現理事会と元理事長および学内理事経験者・一部教職員との対立』を『学長と教職員との対立』と捉えたこと。  
この点では、提訴した教職員達と同じ。教職員達の理事会と理事長への提訴に対して理事会が応訴すると決議。温山会選出も含めて、理事は、全て被告である。

「正常化への要請文書」は、松山大学と温山会の歴史を変えた「文書」である。この文書の誤りは、松山大学混乱の原因を「学長と教職員の争い」と捉え、「学長と教職員の双方が法廷論争に持ち込んだ」が如くに述べていることである。4学部長達・元理事長・学長達は、理事長・学長をターゲットにして辞任・解任を迫り、ついには、教職員達が理事会と理事長を提訴した。これに対して「理事会」は全員一致で応訴することを決議した。「学長と教職員の争い」ではない。松山大学の業務の決定機関は「理事会」である。全ての理事は被告である。まず、理事会の見解を述べる。

「この『対立』は『学長と教職員との対立』ではなく、『現理事会と元理事長および学内理事経験者・一部教職員との対立』であるということです。つまり、大学の業務決定機関である理事会の決定に対して一部教職員がこれに従わず、ついに提訴に至ったということです。誹謗・中傷ではなく、時間を限定して、政策で争って頂きたい」(平成15年8月26日付「常任理事会ニュース十八」学校法人 松山大学)

- ⊖ 「正常化への要請文書」の帰結ー業務の決定機関は、「理事長」ではなく、「理事会」である。理事会は、提訴・控訴に対して「応訴する」と決議しながら、新理事長になると、私立学校法違反の条件で「和解」した。旧理事長のみが、決議を守り、控訴に応訴し、高裁で「勝訴が確定した。」新理事長が主張すれば、理事会の決議を守らず、私立学校法違反の条件でも「和解」するのであれば、松山大学の理事会は、業務の最終決定機関では

ない。母校の対立を「学長と教職員の汚れた争い」と捉えた「正常化への要請文書」は母校の歴史を変えた。

温山会会長と副会長は、学部長達や元（全）理事長・学長達の「寄附行為の改正」・「新学部の設置」に反対しているグループと理事会との仲介にあたった。しかし、反対グループは、理事長と理事会を提訴し、温山会長と副会長の仲介は終わった。提訴に対して理事会は、平成15年5月13日に、法人として応訴することを出席理事全員異議なく承認している。平成15年8月29日に○原告団が控訴した場合には理事会として応訴すること◎この一連の事件に関連して就業規則に則って違反がある場合は厳正に対処することを決議している。

理事会の決議は、松山大学学長選考規程に学長解任を盛り込むことは同規程の目的から逸脱する旨、述べている。原告達は、司法の正義を求めて控訴したと主張しながら、控訴団の学部長達に推薦された新理事長と控訴団は、「和解」を求めた。これは、予想できる筈である。松山大学の業務の決定機関は、理事会であって、理事長ではない。私立学校法上、学長の解任権は、理事会にあることは、明白である。理事会は、学長選考規程に学長解任を盛り込むことは同規程の目的から逸脱する旨、述べ、提訴・控訴に対して応訴すると決議している。新理事長になるや否や私立学校法に違反し、理事会の決定にも反し、松山地裁で原告達が敗訴したのと同じ条件-「松山大学学長選考規程に学長解任を盛り込むこと」で「和解」した。こんな「和解条件」を文部科学省が認めるわけがない。理事長が主張すれば、私立学校違反の「和解条件」でも理事会が応じるのであれば、松山大学の理事会は、業務の決定機関ではない。理事は理事会の決議を守らねばならない。そうでなければ、理事会は機能しない。その結果、寄附行為が変更され、温山会は3人の理事を選出できなくなり、温山会会長及び会長経験者の3人以内の指定席となった。かくて、温山会の名付け親で初代会長でもあった加藤初代校長の「温山会は、学園の運営にも参列する意義あるものにしたい」という温山会発足の目的は、無に帰した。

松山大学では、「教員側が…(新)理事長と和解し、訴訟の取り下げがなされ、大学の正常化がなされた」(川東前掲, 118頁)という川東氏にとって不都合な事実を隠蔽する「正常化」説が出回り、私立学校法違反の「和解条件」で当局に認められなかったことや前理事長への控訴に対して高裁で川東氏を含む控訴人達の「敗訴が確定した事実」と「その理由」を隠蔽している。

## (二) 温山会有志の活動

- ① 「松山大学教職員各位」宛の平成14年12月25日付 松山大学理事・評議員・全国の支部長13名他1,328名の賛同者の「青野勝廣学長・理事長の大学経営と改革を信任し全面的に支援する声明書」

温山会有志の「声明書」で最初のものは、上述(既述)の「声明書」である。

1,341名は、当時の温山会総会への出席者より多い。

- ② 「平成15年9月16日付『温山会理事各位』宛の『松山大学正常化へ温山会緊急理事会の開催を求めることについて』『理事有志一同』」と題する文書

この「文書」は、「温山会規則」では、「理事会は、本会の重要事項決定機関」であるにもかかわらず、理事会が開催されないことに対して「緊急理事会の開催」を求めた「文書」である。実名記載の「理事有志」は52名、12の支部、そのうち県外が9支部であった。支部長は8名、そのうち、県外支部長は6名であった。賛同者は全理事の38%、学内理事を除く学外理事の48%であった。

- ③ 「松山大学温山会会長殿」宛の平成15年10月21日付「松山大学を良くする理事有志の会」理事115名の温山会緊急理事会の開催の要請文

温山会緊急理事会の開催を求める理事115名(理事総数302名)の内訳は、支部長18名(総数38名)、そのうち、県外支部長が13名、常任理事5名であった。全国38支部長のうち、半数近くの18名の支部長、そのうち県内支部長5名が温山会長とは、異なる考えであった。当時、温山会理事会の出席者は、100名前後であった。

④ 「松山大学温山会理事各位」宛の平成15年10月22日付「松山大学を良くする理事有志の会」の「松山大学温山会理事協議会の開催について」の文書（代表世話人3名）

有志の会は理事115名の賛同を得て、緊急理事会の開催を温山会会長に要請したが、会長が拒否した。多数の理事が開催を求めている以上、これを無視できないとして開催通知した文書。

⑤ 「松山大学温山会会長…殿」宛の平成15年10月27日付の「松山大学温山会理事協議会」の「決議」文書（代表世話人3名）

決議は3つある。第一は、温山会会長は、温山会員の声に謙虚に耳を傾け、母校の将来の発展を見据えた対応を行うよう強く要請することである。第三は、裁判の原告団グループは大学を混乱に陥れたことを重く受け止め、グループからの候補擁立を自粛するように求めることである。第二は、引用する。

「学長解任規程の新設を求めた裁判が起こされたことは大学の自治を放棄し、松山大学建学の精神や伝統に反するもので誠に遺憾と言わざるを得ない。しかし、いったんこの争いが司法の判断にゆだねられた以上、議論をつくし、最終決着をはかり、その結果に服し責任を取るべきだと考える。また大学当局は判決の確定を待って、争いの原因と所在を明確にし、この対立が大学の信用を著しく傷つけた事に鑑み、原因者の責任を厳しく問うことを求める。」

3つの決議による要請は、全て無視され、その声は届かなかった。引用した第二の決議は、平成十五年八月二十九日には、○原告団が控訴した場合には理事会として応訴すること◎この一連の事件に関連して就業規則に則って違反がある場合は厳正に対処することを決議した学校法人松山大学理事会決議に近い。松山大学の「理事会」が「松山大学寄附行為」に定められている「業務の決定機関」として機能するためには、決議を守るべきであった。

「温山会の重要事項決定機関」である「理事会」が開催され、松山大学の改革について真剣な議論が行われていれば、初代温山会会長加藤初代校長の「温

山会は、学園の運営にも参列する意義あるものになりたいという温山会発足の目的が達成され、松山大学と温山会の運命は変わっていたであろう。温山会も「いざ鎌倉」というときに、その役割を果たせなかった。

温山会有志の会の活動は、『温山会報』のどこにも載っていない。多くの温山会支部長や理事に支持された活動である以上、その活動を載せることが望ましい。「松山大学温山会理事協議会」の「決議文」は、松山大学・温山会の歴史に残すべき文章である。

## お わ り に

業務の決定機関である理事会が全員一致で決議し、教授会に審議を求めた「平成16年度(仮称)総合マネジメント学部の創設」が実現しなかった諸事情を要約しよう。まず、4学部長達と4人の元理事長・学長達(うち、2名は学外者)が、共通して、①松山大学の歴史について「虚偽」の「建学の精神」を主張し、②理事会が決議した「新学部の創設」を「青野氏の能力に起因する」『問題の集積』(4学部長達)とか、「強引で学校を危うくしかねない新学部設置の推進」(4人の元理事長・学長達)とすり替え、青野理事長・学長の「辞職」・「解任」を求める根拠としたことが挙げられる。彼らは、合同教授会で建設的な「審議」(論議・検討)もしなかったし、「学校教育法」によって「校務について、学長に最終決定権がある」という「学校教育法」も、「学長の解任権は、理事会にある」という「私立学校法」も認めなかった。

4学部長達・教職員達は、「学長選考規程に学長解任規定を設けること」を求めて「理事長」と「理事会」を提訴した。地裁では、提訴人達は全面敗訴した。彼らは、法の正義を求めて高裁に控訴した。これに対して理事会は、提訴・控訴に対しては、応訴すると決議した。地裁の判決から高裁の判決まで半年以上を要した。その間、4学部長達は、自分達と同じ主張の学外の元理事長・学長を学長に推薦し、その人物が学長に当選すると、新理事長の下での理事会は、「学長選考規程に学長解任規定を設けること」という地裁で敗訴したのと同じ



私立学校法違反の条件を検討することで控訴団と「和解」した。私立学校法違反の「和解条件」を当局が認める訳がない。前理事長は、理事会の決定に従い、応訴した結果、「勝訴が確定」した。その理由は、「学長の解任権は理事会に存する」という私立学校法に基づくものであった。新理事長の下での理事会は、「薬学部の創設」を決定し、「総合マネジメント学部の創設」は実現しなかった。松山大学理事会は、自らが決議した、控訴に対して応訴するという決議を守らず、私立学校法違反の条件で控訴団と「和解」したことによって、私立学校法上の業務の決定機関としての役割を果たさなかった。

「総合マネジメント学部の創設」が実現せず、「薬学部」が創設されてから20年近くになる。振り返ると、人の命は、外的な自然に比べると短い。古き中国では「吾が生の須臾なるを哀しみ 長江の窮まり無きを羨む」と詠じた。松山大学の改革を信じ、「新学部」の実現にご尽力頂いた方々のうち、ある人々は世を去った。心からの感謝とご冥福を祈念する。明日は我が身かも知れない。短いとはいえ、人には過去を振り返り、将来を洞察する力がある。私が最も感銘を受けたのは、彼らが、自分の利害を超え、松山大学の改革と新学部創設の実現に最後まで情熱を持って取り組んでくれたことである。私の力及ばず、実現はしなかったが、彼らの情熱と尽力は、時の浄化によってその輝きを増し、私にとっては、苦くはあるが、心に深く刻みたい記憶である。

最後に、3つのことについて述べる。

1. 「事実」のみを信じよ。自分が信じたいとか、事実と信じるのか効果的ということではなく、何が検証に耐えうる「事実」か、ということのみを考えよ。これは、晩年のB.ラッセルが、幾世代も後の後世に残す言葉を尋ねられたときの返事である。

「本学創設以来の新田温山翁の『学校のことは教職員に任せる』というのが建学の精神」という「虚偽」があたかも「事実」のように元理事長・学長、学部長等から述べられ、多くの教職員が信じた。それが「私立学校法」・「学校教育法」を無視する大きな原因となった。彼らは、誰一人として、その「建学の

精神」を「事実」によって検証していない。なぜならば、それが「事実」ではなく「虚偽」であるからである。狭い組織内では、意図的に虚偽の情報を流す人達もいる。現在でも、虚偽の情報は、松山大学を徘徊している。

2. 相手に対して、その人の尊厳を傷つけ、敬意を払わない者は、人として失格であり、ここ(米国海軍)から出ていけ。(If you can't treat someone with dignity and respect, then you need to get out.) そのような者を許さない心を持つ者こそが、ここでは、求められている。これは、海軍予備学校で、相手を誹謗中傷する言葉を掲示した学校生がいたのに対して、校長が全校生と海軍高官5,000名を集めて述べた言葉である。虚偽と憎悪で煽り、相手の尊厳を傷つける行為は、力を誇示する有効な方法ではあるが、人として許されない行為である。

3. 何人も死は避けられない。死は、古い世代を消し去り、新しい世代を生み出す最善の発明装置とも言える。人生は短く、費やせる時間は限られている。他の人達の考えに惑わされて教条主義の罠にはまるな。最も大切なことは、自分の心の声を聴き、将来への洞察力を信じる勇気を持つことである。

これは、アップルを二人で立ち上げたスティーブ・ジョブズのスタンフォード大学卒業式講演の一部を意識したものである。

松山大学の教職員の方々も、古き教条主義を捨て、既存の利益に囚われず、将来から得られる便益の最大化(経済動学の基本原理と言う)を目指して、社会貢献度の高い大学を創って頂きたい。

(小論は、紙数の制約で、多くの方々の貴重な文書の一部あるいは全部を除いた。また、それらの文書への評価・検討を除いた。小論は、川東(2017)・市川(2017)等の文書への批判的検討を目的とはしていない。したがって、川東(2017)や市川(2017)への批判的検討は、最小限にとどめた。小論の補完やその詳細について、また、現行松山大学の寄附行為と学長選考規程の問題点と改正の方向については、青野(2019)を参照されたい。)

## 参 考 文 献

- 青野勝廣 (2019) 『なぜ松山大学で平成十六年度総合マネジメント学部創設ができなかったかー虚偽、憎悪および大学ガバナンスの欠如ー』 発行人 青野勝廣
- 青野勝廣 (2013) 『加藤彰廉初代校長の下での松山高等商業学校の経営・教育と松山大学の伝統ー「全ての学生への就職の確保」と「優れた教員の確保ー』 (松山大学総合研究所報第78号, 松山大学総合研究所, 2014年3月)
- 青野勝廣 (2014) 「優れた教員の確保・養成と教授会自治ー松山大学の再生と発展ー」 (『松山大学論集』第26巻第1号, 2014年4月), 55-130頁
- 市川虎彦 (2017) 「地元からみた獣医学部新設問題ー今治新都市計画がもたらしたものー」の批判的検討 (『論壇』第十三号, 『現代の理論』, 2017夏号)
- 川東淨弘 (2017) 「松山大学の歴史と創立の三恩人・校訓『三実主義』について」 (『松山大学論集』第29巻第2号, 2017年6月)
- 新田長次郎 (1935) 『回顧七十有七年』, 発行兼編輯人 坂東富夫, 昭和1935年3月
- 編纂者代表 星野通 (1937) 『加藤彰廉先生』, 加藤彰廉先生記念事業会, 1937年3月
- 『松山商科大学五十年史』 ([1974] 作道好男・江藤武人編, 財界評論新社, 1974年3月)
- 『松山商科大学三十年史』 (1953) 編集兼発行者委員長 田中忠夫, 松山商科大学, 1953年11月
- 『松山商科大学六十年年史 (資料編)』 (1985) 松山商科大学六十年史編纂委員会, 松山商科大学, 1985年6月